

並行輸入問題に関する憲法裁判所の判断



著者：Vladimir Biriulin¹

編者：黒瀬 雅志²

ロシアにおいては、並行輸入が商標権侵害となるか否かについて、多くの裁判所判決が出され、また議論がなされてきた。最近、商標権の国内消尽を規定したロシア民法典第1487条は憲法に抵触するか否かについて、ロシア憲法裁判所がその判断を示した（2018年2月13日付判決）。憲法裁判所の判決によれば、並行輸入を禁止する商標権の国内消尽という規定自体は憲法に抵触するものではないが、商標権者がロシアの消費者にとり極めて重要な商品の輸入を制限する場合、ロシア市場での商品価格吊り上げに関与した場合には、並行輸入の禁止を認めるべきではないという判断を示した。

【事件の概要】

2005年、PAG Ltd.（ロシア企業）が、SONY商標が付された医療用超音波装置用の特殊紙をポーランドから輸入した。この輸入品はSONY社の真正商品であったが、PAG社の輸入行為は、SONY社から許可されたものではなかった。SONY社はPAG社を商標権侵害で商事裁判所に提訴し、裁判の全段階で勝訴した（差止、廃棄、損害賠償支払い命令）。

最後の頼みとしてPAG社は、商標権者が法で保護されるのは、商標が不法使用された製品についてだけであり、真正品の並行輸入行為を商標権侵害と主張することは商標権者の権利濫用であるとしてロシア連邦憲法裁判所に提訴した。

憲法裁判所はこの並行輸入事件を仔細に審査し、27ページにわたる最終判決を下した。その判決においては、並行輸入により商標権者と並行輸入者の間に利害の衝突が生じることを認めると共に、ロシアで採用されている権利の国内消尽の規定自体は憲法に抵触しておらず、商標権者は並行輸入者を裁判所に訴えることができるとした。この判決は明らかにユーラシア経済連合（EAEU）が採用する権利の地域消尽を念頭に行われたものである。

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

【憲法裁判所の考え方】

「国内消尽を緩和すべきである」

判決において憲法裁判所は、国内消尽を緩和すべきであるという自らの見解を延々と説明している。すなわち、世界貿易のグローバル化とロシアに対する経済制裁により、権利消尽の法的問題が前面に出てきており、この問題はより注目されるべきである³。また、民法第1487条（権利の国内消尽）は、憲法の原則および条項と併せて、また民法の他の条項を考慮して（またはシステムチックな相互関係により）適用されるべきである。

商標権者が商標に対する自らの排他的権利を濫用し、ロシア市場への製品供給を制限したり、製品価格が過度に高価となるような価格政策を取ったりすることがありうる。このことにより商標権の行使が権利濫用と認められる場合は、商標権者の訴えは拒絶されるべきである。

真正品と模倣品の区別

憲法裁判所は、真正品と模倣品は同じ土俵に置かれるべきではなく、同等の民事罰が並行輸入者と模倣品輸入者に課されるべきではないことを指摘した。許可されていない真正品を売った場合と、模倣品を売った場合では、商標権者が被る損害は異なる。

また、今までに裁判所が下した並行輸入品の破棄を命ずる判決は、現在の憲法裁判所の理解では正しくない。破棄してもよい並行輸入品は質的に劣っている場合にのみであり、その他の場合には破棄すべきではない。

国内消尽システムの不正利用の禁止

憲法裁判所は、さらに憲法の5つの条文⁴を挙げ、これらの条文の解釈から、企業活動分野における権利と自由は、他者の権利と自由を侵害したり、憲法の価値を脅かしたりしながら行使されてはならないと示唆した。企業活動に従事する人々の自由と認められるものと、彼らに対して保証された保護は、彼らの経済活動の影響を受ける他者の自由と権利に対する、彼らの責任ある態度と調和のとれたものでなければならない。

憲法の要件に違反して、権利の国内（地域）消尽のメカニズムを不正に利用し、ロシア市場で製品を他市場よりも高価で、合理的な利益の範囲を逸脱して販売している商標権者は、憲法の価値の擁護の観点から容認されるものではない。特に、ロシアの消費者にとり極めて重要な製品（例えばある種の医薬品や生命維持装置など）のロシア市場での入手が困難な場合には、国内消尽メカニズムの採用は容認しがたいものである⁵。

【差止可能な並行輸入品】

極めて重要とされない製品の並行輸入

憲法裁判所の上記の考え方によれば、ロシアの消費者にとって極めて重要とされない製品の場合には、商標権者は並行輸入者を裁判所に訴え、並行輸入を止めることができる。

3 数カ国からロシアに課されている経済制裁は、並行輸入自由化の方向への傾斜を直接的に助長しているのではないとしても、判決を下す過程で明らかに何らかの影響を与えたように思われる。

4 第8条、17条、34条、35条、55条

5 極めて重要な医薬品のリストはロシア政府が作成・更新している。それには100ページ以上にわたり医薬品名が挙げられているが、現在その90%は国産の医薬品で、輸入品は10%にすぎない。

一方、商標権者は、訴訟において権利を濫用していないことを証明しなければならない。並行輸入に関わる紛争は、多くの場合、商標権者と並行輸入者の輸入品に係る価格をめぐるものであることから、商標権者が自らの製品が並行輸入品に対して競争力を持つくらいまで価格を下げたり、並行輸入品の品質の劣る点を探したり、あるいは並行輸入者に対する提訴を可能とするために、自らの製品はロシアの消費者にとって極めて重要な製品にあたらぬことを主張することなどが考えられる。また、商標権者が自分は誠実に行動しており、自分の勝訴は国民の健康や生命を危険にさらすものでも、公益にリスクを及ぼすものでもないことの論拠を示すことも効果があると思われる。

【今後の課題（問題点）】

並行輸入品の破棄が出来るか

憲法裁判所の判決に関わらず、商標権者は従来と同じく並行輸入者を提訴する権利がある。商標権者が勝訴し、並行輸入品が差止めされた場合、もしその製品の品質が劣悪なものではなかったとき、憲法裁判所の判決により、その製品を破棄することはできないことになる。並行輸入品がどう処理されるのかは明確ではないが、推測できるのは、輸入差止めされた並行輸入品が再輸出されるか、並行輸入者が再輸出は破棄より費用がかかると判断した場合には破棄されるであろう。

国際消尽を適用できるか

ロシアが権利の地域（国内）消尽を採用しているユーラシア経済連合（EAEU）の加盟国であるために、憲法裁判所は権利の国際消尽を適用することができなかった。並行輸入を合法化するには、ユーラシア経済連合の枠組みの中でのロシアの国際的な関与を変更する必要がある。しかし、これは近い将来には実現不可能だと思われる。

結果として、憲法裁判所の判決では、商標権者は並行輸入者から自らを保護する権利を剥奪されなかったが、今後は憲法裁判所の判決で述べられた考え方にに基づき、商標権侵害として並行輸入を禁止できる製品は「ロシアの消費者にとり極めて重要とされない製品」という限られたものとなるであろう。

【ロシアにおける並行輸入問題の経緯】

ロシアにおいて、並行輸入に関わる問題は、時とともにめまぐるしい変化を遂げてきた。

ロシアが独立国家になった後の1992年9月23日に発効した商標法には「商標権の消尽」に関する規定（第23条）が含まれ、「商標登録は、商標権者によってまたはその許可を得て市場で流通される製品に対して他人が商標を使用することを商標権者が禁止することを認めるものではない」ことが言明された。しかし、製品の流通する市場がどの国のものかについては言及されておらず、法律の言い回しから判断するに、立法者が並行輸入の概念を明確に理解していなかったと思われる。

その後、海外からの製品輸入が急激に伸びたため、並行輸入に関する問題が発生し、並行輸入に係る訴訟が起こされるようになった。しかしながら、法律条項の不明確な言い回しのために、各地方の商事裁判所の裁判官は相対立する判決を出し、曖昧な裁判実務が行われていた。

このような状況がほぼ10年間続いた後、矛盾する裁判実務の合理化を求める商標権者からの要求により改正商標法が2003年に採択され、第23条は「商標登録は、商標権者によってまたはその許可を得てロシア連邦内の市場で流通される製品に対して他人が商標を使用することを商標権者が禁止することを認めるものではない」と改正された。この改正により、その後の並行輸入に係る判決が商標権者に有利なものとなった。

並行輸入品は主に税関において差止めされた。税関での差止めは、並行輸入者に対して行政訴訟を起こす上で非常に効率的であり、商標権者は有利な判決を獲得することができた。また、行政訴追にかかる多くの作業を税関が行ったため、商標権者の出費は少なく抑えられた。また、税関での輸入差止めと共に民事訴訟、個別の刑事訴訟も提起されることがあった。

転機となったポルシェ事件

2008年に税関がポルシェ・カイエンの新車を差押え、行政訴訟において裁判所はその車は商標権者の許可なく輸入されたので破棄せよとの判決を下した。

当然ながら輸入者が何度か上訴し、事件は最終的に最高商事裁判所（後に最高裁判所に合併）で争われ、最高商事裁判所は従来の判例を劇的に変える判決を下した。すなわち、最高商事裁判所は、並行輸入は違法ではあるが公の秩序を脅かしていない、従って行政機関の権限により処分する対象ではあり得ないとの判断を示した。最高商事裁判所は、法律には商標権者が民事訴訟の枠組みの中で自らの権利保護のために使用できる十分な罰則措置が含まれているとの判断を示した。最高商事裁判所の判決は、行政違反法に基づき、輸入業者が行政訴訟の枠組みの中で処罰されるのは、商品が商標の不正複製を含む場合のみであることを示した。

ポルシェ事件後から最近までの並行輸入品の差止め

この画期的な判決により、並行輸入品に係る税関及び裁判所の実務が変わった。この判決に従い、税関が並行輸入品を差止めすることができるのは10日間のみとなり（延長が可能）、税関は商標権者に並行輸入品を含む積送品に関し通知するようになった。商標権者はこの期

間に民事訴訟を提起でき、並行輸入品の破棄と並行輸入者に対する損害賠償請求という判決を勝ち取ることができた。これは並行輸入品を阻止する上において商標権者の黄金時代であった。

時が経つにつれ、このような裁判の傾向に不満を持つ並行輸入者たちが、並行輸入自由化のロビー活動を開始した。彼らは、同じく並行輸入自由化を目指すキャンペーンを開始した連邦反独占庁の支持を得た。並行輸入自由化に関する議論は、特に具体的成果もないまま何年も続いたが、数年前に、連邦反独占庁が妥協案を出した。それは、並行輸入の自由化をしやすくするために、限定された種類の商品のみが、すなわち、自動車部品、医薬品、医療機器のみが並行輸入を許可されるという提案である。しかし、これらの製品がロシアで現地生産されるようになった場合は、権利の国内消尽が保持されねばならないというものである。

この議論はしばらく小康状態にあり、その間、裁判においては並行輸入者に不利な判決が下され続けたが、時々並行輸入者が勝訴することもあった。

そして2018年2月に、本稿で紹介した憲法裁判所による並行輸入問題に関する判決が下された。

ユーラシア経済連合（EAEU）における並行輸入問題

ロシアにおける並行輸入問題は、ロシアの加盟するユーラシア経済連合（EAEU）との関係を考慮しなければならない。

2011年にロシア、ベラルーシ、カザフスタンが関税同盟を結成し、その後これらの国々によりEAEUが組織された。その後、アルメニア、キルギスタンもEAEUに加盟し、現在5カ国となっている。現在、EAEU加盟国は権利の地域消尽で合意しているが、並行輸入自由化の議論はEAEUの枠組みの中でも行われている。特に、加盟国の代表機関の合意により採択されるべき提案の起草を担当しているユーラシア経済委員会で議論されてきた。ユーラシア経済委員会で数年間にわたり何度も会議が行われたにもかかわらず、意見を調整して決定を下すことはできなかった。その理由は、ベラルーシが国内（地域）消尽を主張し、国際消尽に反対していることが挙げられる。

EAEU加盟国で権利の国際消尽が合意されない以上、ロシア単独で国際消尽を採用することはできず、国内消尽の原則を維持しつつ、並行輸入品に対する権利行使に対しては、差止め可能な対象を制限するという政策を取らざるを得ないということになる。